

中野区教育委員会会議録 平成24年第35回定例会

○開会日 平成24年11月2日(金)

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前 10時00分

○閉 会 午前 11時36分

○出席委員(5名)

中野区教育委員会委員長	高 木 明 郎
中野区教育委員会委員長職務代理	大 島 やよい
中野区教育委員会委員	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会委員	山 田 正 興
中野区教育委員会教育長	田 辺 裕 子

○出席した事務局職員(8名)

教育委員会事務局次長	高 橋 信 一
副参事(子ども教育経営担当)	白 土 純
副参事(学校再編担当)	石 濱 良 行
副参事(学校教育担当)	宇田川 直 子
指導室長	川 島 隆 宏
副参事(知的資産担当)・中央図書館長	天 野 秀 幸
副参事(学校・地域連携担当)	荒 井 弘 巳
副参事(子ども教育施設担当)	伊 藤 正 秀

○担当書記

子ども教育経営分野	片 岡 和 則
子ども教育経営分野	仲 谷 陽 兵

○会議録署名委員

委員長 高木明郎

委員 山田正興

○傍聴者数 5人

○議事日程

[議決案件]

日程第1 第39号議案 中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則

日程第2 第40号議案 中野区立図書館指定管理者候補者の決定手続について

日程第3 第41号議案 中野区軽井沢少年自然の家指定管理者候補者の決定手続について

[報告事項]

(1) 委員長、委員、教育長報告事項

(2) 事務局報告事項

① 平成24年第3回区議会定例会で採択された請願について（子ども教育経営担当）

② 平成24年度いじめの対応状況について（指導室長）

中野区 教育委員会
第 3 5 回定例会
(平成 2 4 年 1 1 月 2 日)

午前10時00分開会

高木委員長

おはようございます。

教育委員会第35回定例会を開会いたします。

本日の委員の出席状況は、全員出席です。

本日の会議録署名委員は、山田委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

それでは、日程に入ります。

<議決案件>

<日程第1>

高木委員長

日程第1、第39号議案「中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則」を上程いたします。

それでは、議案の説明をお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは、第39号議案の説明をいたします。

まず第1条は、この規則制定の趣旨を定めてございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項では、「教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる」と規定されてございます。この規則は、この法律の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務について教育長が臨時代理することができる場合の要件と、委員会への報告等について定めるものでございます。

この点を若干敷衍いたしますと、教育委員会の議決が必要な案件が急に生じた場合は、教育委員会の臨時会を招集して、審議、議決することが原則でございますが、臨時会を招集する時間的な余裕がないときは、教育長の臨時代理の必要が生じます。また、案件があらかじめわかっているときに、定例会、または臨時会で教育委員会のご指示をいただき、改めて臨時会を開かずに、教育長の臨時代理で処理することが適当な場合もございます。しかし、現在、中野区教育委員会規則には、教育長の臨時代理についての規定を欠くことから、必要な規定を設けるものでございます。

次に、第2条は、教育長の臨時代理の要件を定めるものでございます。まず、第1項第

1号は、「緊急の処理を要するため委員会の会議を招集する時間的余裕がないと委員会の委員長又は委員長職務代理者が認めるとき」という緊急の場合の要件を定めてございます。委員会の会議を招集する時間的余裕がないかどうかの認定につきましては、会議の招集権限を有する委員長又は委員長職務代理者が行うものとしてございます。この点、まず委員長に連絡をとりご判断をいただきますが、委員長と連絡がとれない場合には委員長職務代理者にご判断をいただくという運用を考えてございます。

次に、同項第2号「当該事務の処理についてあらかじめ委員会の指示を受けたとき」という要件を定めてございます。この規定は、案件の内容は確定しているが時期が到来していない場合、あるいは、案件があることがわかっているが案件の内容が確定していない場合などを想定してございます。案件の内容が確定的に判明しているときには、議案の議決という形で委員会の指示をいただきますが、案件の内容が確定していない場合には、できるだけ案件を特定して委員会のご指示をいただく運営を考えてございます。

以上のとおり、第1号で臨時代理を行う場合は、第2号の臨時代理で処理できないとき、すなわち、案件の発生が予期できず、しかも臨時会を招集できない緊急の場合のみになりますので、ケースとしては極めて限定されることになるというふうに考えてございます。

続いて、第2条第2項でございます。前項第1号の事由により臨時代理を行う場合には、委員長及び委員に対してその旨を通知することを定めた規定でございます。

続いて、第3条の委員会への報告等に関する規定でございます。

第1項は、教育長は、前条第1項第1号に掲げる事由により臨時代理をしたときは、次の委員会の会議に報告し、その承認を求めなければならない旨を規定してございます。これは、第2条第1項第2号の委員会の指示を受けて臨時代理を行う場合とは異なり、臨時代理の要件である会議を招集する時間がないかどうかの認定を委員長等が行うこととなりますけれども、この認定には客観性がなければならないというふうに解されてございます。このため、仮にこの認定に客観性がない場合には、この要件を満たさず、理論的には無権代理となりますけれども、そのような事態が生じた場合でも、委員会が報告を受け、教育長の臨時代理を事後的に承認すれば、追認として有効な臨時代理行為として確定することができるものでございます。したがって、委員会への報告に加え、委員会の承認を受けるものと規定したものでございます。

第2項は、教育長は、前条第1項第2号に掲げる事由により臨時代理をしたときは、次の委員会の会議に報告しなければならない旨を定めてございます。あらかじめ委員会の指

示を受けてございますので、処理結果の報告のみとしたものでございます。

最後に、附則でございます。この規則の施行時期は公布の日とすることを定めてございます。

ご説明は以上でございます。

高木委員長

ただいま上程中の議案につきまして質疑がありましたらお願いいたします。

飛鳥馬委員

今の説明でちょっと確認ですが、現在教育長が臨時代理をする決まりがないので規則をつくるというのが目的でよろしいですか。

副参事（子ども教育経営担当）

先ほどご説明いたしましたように、地教行法では、教育長は臨時代理ができるという規定がございますけれども、それは「教育委員会規則の定めるところにより」ということで、臨時代理をするためには教育委員会規則で定める必要がありますが、現在は、その規則が定められていないということでございますので、今回、臨時代理に関する規則の制定をするということでございます。

大島委員

今の議案のご説明で、非常に限定された場面で発動されるような規則を想定されるというふうに伺いましたけれども、イメージとして、第2条第1項第1号に掲げる場合というのはどんなものが想定されるのか、第2号ではどんなものが想定されるのか。これは現実のことではないのでお答えしにくいかもしれませんが、イメージとしてもしわかるようなことがあればということで教えていただければと思います。

副参事（子ども教育経営担当）

この第2条第1項第1号に掲げる場合は、先ほどご説明いたしましたように、第2号であらかじめ委員会の指示を受けられない急に生じた案件ということで、ほとんど想定できない案件ではございます。あらかじめわかかっていなくて急に生じた委員会の議決を要するような案件ということでございまして、これまでの委員会の実績を見ますと、現在のところ余り想定できないかなというふうに思っております。ただ、そういう案件が生じた場合に、規則の規定がないと臨時代理ができないということから、この規定を設けたものでございます。

また、第2条第1項第2号にかかわるものといましては、例えば人事異動に関する

もの、あるいは人事委員会の勧告に基づく給与条例の改正に係るものということで、条例改正で議会の議決を要するといった案件については、時間的にも非常に限られているということから、これについてその時期にあらかじめわかっていたらご指示をいただくということで、そういったケースが考えられるということでございます。

大島委員

そうしますと、第3条で、第2条第1項第1号の事由のときには、後で承認を求めなければいけないということになっていて、先ほどのお話で、無権代理が追認で有効になるというような考え方ということなのですが、そもそもこういう場合自体が余り想定できない、現実には余り生じないのではないかということなので、別に心配する必要もないようなことだと思うのですが、理屈の面で言いますと、もし委員会で承認が得られなかったとすると、さかのぼって、臨時代理としてやったことは、その効力は失効するというように考えていいのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

第2条第1項第1号の場合というのが生じることの想定が現実には難しいような状況で、しかも、委員長又は委員長職務代理者の認定について、時間的余裕がないということの認定があるわけでございますけれども、この要件を欠くときというのは、客観的に見て、会議を招集する時間的余裕がないとは言えないような場合でございます。その場合というのは非常に想定しにくいというか、ほとんどあり得ないようなことでございますけれども、仮に、万が一そういうことが生じた場合でも、追認をすれば有効でございます。これは万が一のときのために承認を得るということでございますので、この第2条第1項第1号の要件を満たしていた場合には、承認されなくてもそれは有効であるというふうに考えてございます。

山田委員

この規則ですけれども、第1条に「事務の臨時代理に関し必要な事項を定める」というふうになっておりますので、そのための整備だと思いますが、第2条第1項第1号の取扱いといいますか、例えば、3.11のようなことが起きたときに、委員長とか職務代理と連絡がとれないこともあるのですね。そういったことまでを想定してこの規定、規則をつくっていくのかということはどうのように考えたらいいか。どうでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

第2条第1項第1号の「委員会の会議を招集する時間的余裕がないと委員会の委員長又

は委員長職務代理者が認めるとき」という要件でございますが、委員長と連絡がとれない場合にはお2人の委員長職務代理者とご連絡をとって判断をいただくということでございます。お3人に連絡がとれないという事態も想定されなくはないですけれども、極めて少ないだろうというふうに思っております。その場合には、多少時間がかかっても臨時会を招集できれば臨時会を開く。ずっと長時間というか長期間連絡がとれないということはまず想定できないかなというふうに考えてございます。万が一そのような場合を想定した場合には、この規定ではカバーできないということでございます。

飛鳥馬委員

この第2条第2項に「教育長は、前項第1号に掲げる事由により当該事務を臨時に代理するときは、委員会の委員長及び委員に対しその旨を通知するものとする」とありますね。

「通知する」というのは、一応、前もって連絡があるということで考えていいですか。今の山田委員との関連がちょっとよくわからないのです。

副参事（子ども教育経営担当）

これは、臨時代理をする前に委員長及び委員に対して事前に通知をするという意味でございます。通知をするという意味と、連絡がとれて判断をいただくという意味は若干異なっております。通知の場合には、通知を受けた人が知り得る状態になった場合に、「到達をした」というふうに言いますが、到達をすればその効力は発生します。ただ、連絡をとるということは、単に通知が到達すればいいということではなくて、実際にご連絡ができて判断を仰げるという状態でございますので、第2条第1項第1号と第2項はそういう意味では違うということでございます。

高木委員長

第2条第1項第1号に関しては、非常に想定しにくいぐらいまれなケースだと思うのです。私ども中野区教育委員会にはほぼ毎週やっていますので、そのタームで間に合わなくて、しかも、何かあれば我々は夜でも集まって臨時会をやる心構えはありますので、山田委員からご発言があったように、地震のようなケースでは、そもそも中野区だけではなくて、そこそこで非常事態に応じた活動ができなくてはならないので、一応つくっておくというふうに私は理解をしました。

ただ、第2号のほうがどういうスキームなのか、あるいは第1号とどう違うのかがちょっとわかりにくいので、例えば、「あらかじめ委員会の指示を受けた」というのがどういう手順を踏むのかをちょっとご説明いただけますでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

例えば、人事異動等で、あらかじめその人事異動の内容がわかっている場合には、その時期だけの問題でございますので、議案で議決をしていただいて指示を受けるということになろうかと思えます。ただ、人事異動の時期がわかっている人事異動の中身がわかっている場合には、議案という形では出せませんので、できるだけその案件を特定してご指示をいただくという取り扱いになろうかというふうに考えてございます。

高木委員長

そうしますと、第2条第1項第2号の場合は、教育委員会の会議で何かしら決定はすると。ただ、確定的に決定する要因が、例えば日時ですとか詳細に決まっていないので、その部分を臨時代理として委任する。それで、結果をご報告いただいて、やるというようなスキームという理解でよろしいのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

そのように考えております。

高木委員長

教育委員会というのは教育委員の合議で物事を決定していくのが地教行法でも基本中の基本なのですが、やはり週1回やっているといっても、どこかで対応できないことがまれにあるかなと思えます。今のお話を聞きますと、第1号の場合は、一応つくっておくけれども、それこそ地震でもない限りはないのではないかと。第2号の場合は、あらかじめ確定できないまでも、議決に近い形で意思確認した上で部分的に教育長に臨時代理させるというような理解をしましたので、そこでご判断いただければと思うのです。

では、ほかに質疑はございませんでしょうか。

（発言する者なし）

高木委員長

なければ、質疑を終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第39号議案を原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高木委員長

ご異議ございませんでしたので、原案のとおり決定いたしました。

<日程第2>

高木委員長

続きまして、日程第2、第40号議案「中野区立図書館指定管理者候補者の決定手続について」を上程いたします。

それでは、議案の説明をお願いいたします。

副参事（中央図書館長）

それでは、お手元の資料に基づきまして、第40号議案「中野区立図書館指定管理者候補者の決定手続について」、ご説明いたします。

本年9月14日の当教育委員会第30回定例会におきまして、中野区立図書館指定管理者候補者の選定についてご報告いたしました。今回、それに基づきまして、指定管理者の指定についての議案を提出し、議決をいただくものでございます。

提案理由は、中野区立図書館の指定管理者候補者を決定するとともに、区長に対し、指定管理者の指定について区議会への議案の提出手続を依頼する必要があるということでございます。

指定管理の対象施設は中野区立図書館全8館、指定管理者候補者はヴィアックス・紀伊国屋書店共同事業体、指定の期間は平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間でございます。

別添の資料をごらんいただきたいと思います。選定までの経過は3をお読み取りいただきたいと思います。

また、4の今後の予定ですが、12月の区議会第4回定例会へ議案を提出して議決をいただきまして、平成25年4月1日から業務を開始したいと考えております。

私からのご説明は以上です。

高木委員長

ただいま上程中の議案につきまして質疑がありましたらお願いいたします。

大島委員

今回の図書館の指定管理者候補者を選ぶということについて、まず、手を挙げた方というか、応募された団体とかは幾つあったのかということ。もし複数あったとすれば、今回のこの共同事業体が選ばれたというポイントはどんなところだったというのを教えていただきたい。

副参事（中央図書館長）

応募でございますけれども、3事業者ございました。3事業者のうち二つが共同事業体でございますので、事業者としては三つということになります。

第1順位者が選ばれた理由でございますけれども、やはりサービス全般の業務内容に対する企画提案においてすぐれた点が見受けられたという点でございます。例えば、レファレンスセンターの仕組みが整っているとか、職員の人材育成の研修計画などがすぐれていたということがございます。また、代表企業のヴィアックスでございますけれども、これは中野区内に本社がございまして、中野区の図書館事情についても非常によく知っているというようなことがポイントとして挙げられると思います。

大島委員

今現在、たしか図書館はある程度指定管理者に委託している部分があると思いますので、今の図書館の体制と今回の共同事業体とかかかわっている部分というのはあるのでしょうか。

副参事（中央図書館長）

現在、四つの事業者に委託してございますけれども、このうち、代表企業のヴィアックスにつきましては、現在三つの地域図書館を委託という形で運営してございます。これは平成16年から9年間継続して委託していることで、中野の図書館については非常によく知っているという点は貴重なメリットがあると考えております。

高木委員長

スケジュールの確認なのですが、資料によりますと、きょうの教育委員会で議案提出、これが採決されれば12月に区議会に議案提出、そこで決まった段階で指定管理者が決まる。とすると、準備の期間というのは3か月ぐらいという理解でよろしいのでしょうか。

副参事（中央図書館長）

やはり議会の指定議決がないと公式的には動きませんが、それでは余りに時間が足りませんので、現在のところ、それぞれ担当者同士で意見交換とか情報交換の形は進めてございます。

高木委員長

ということは、まだ正式には決まっていますが、きょうも含めて、議会で議決された場合は、区民の方にスムーズに図書館サービスが提供できるように準備は進んでいるという理解でよろしいでしょうか。

副参事（中央図書館長）

準備は計画どおり進んでいると考えてございます。1月に基本的な協定書を締結いたします。これに基づきまして、すぐに研修とか業務の引き継ぎとかを進める。既に指定管理者制度を導入している先行区におきましては、研修とか引き継ぎ期間を1か月から1か月半程度とってございますけれども、今回、私どものほうで若干長目にとりまして、十分準備した上で、平成25年4月1日から事業を開始したいと考えてございます。

飛鳥馬委員

現在の図書館運営とのかかわりもあると思うのですが、指定管理者というのは、図書館に対する業務をほとんど全部と言っていいのでしょうか。例えばブックポストの回収をするとか、小・中学校から50冊持ってきてほしいとか、そういう実際の場面ではやはりこの業者がやっているのでしょうか。

副参事（中央図書館長）

個別の業務につきましては、例えばブックポストなどにつきましては、指定管理者が業者と別に契約を結んで行うというような形です。それと別に役割分担がありますので、例えば大もとの計画とか、処分とか、そういう大もとの部分につきましては区のほうが行うというような形でございます。

山田委員

おそらく図書館については区民からいろいろなサービスの期待があったかと思うのです。それを集約した上での選定だと思うのですけれども、どの辺が一番マッチングしたのかという点がありましたら、教えていただきたいと思います。

副参事（中央図書館長）

利用者へのアンケートをとりましても、希望が一番多いのは、やはり開館時間の延長と開館日の拡大でございます。この点がやはり大きいと思っております。今回、業務要求水準書において最低基準を定めてございますけれども、それを上回る提案がなされまして、開館時間につきましては、中央館、地域館それぞれなのですけれども、30分から1時間半程度延長できるのではないかと考えてございます。また、開館日につきましては、現在、週一日休館日でございますけれども、これを月一日以内の休館日にできるかというふうに考えてございます。

山田委員

今は夜は何時まで開館していますか。

副参事（中央図書館長）

現在は、中央館につきましては夜は8時、地域館につきましては7時30分でございます。

山田委員

先日、テレビである地区の図書館のことを放映していたのをちょっとだけ見たのですが、夜9時間半まで。それで、それは「大人の図書館を目指す」というようなコンセプトを持って運営されている区もあるのです。ですから、この時期が指定管理者になるという節目の時期なので、我々、区民目線でどのような図書館を目指すのかをこれから考えていかなければいけないというふうに思うのですね。ぜひそのようにお願いしたい。

それからもう1点。私は近くに住んでいるものですから。あの周りの公園は非常に荒れていますよね。これは図書館と関係ないと思いますが、図書館に来ていやされるということであると、やはりあの景観はちょっとまずいのではないかなと。ブルーシートも時々見かけられます。やはり区民の財産ですので、お金があるとかないとかの話ではなくて、そういった大切な場所であるということの中野区としてはしっかりとした位置づけをしなければいけないのかなと。私は、最近のあの景観は残念に思います。これから小学校、中学校でいろいろな連合行事がありますけれども、そこに行くに当たってもちょっと残念だなと思っています。

教育長

一時期は、区でもそうした対策を強化しまして、紅葉山の公園も大分整理されましたけれども、私どもも、それ以降、状況を把握していませんので、今の山田委員のご意見については担当部署に伝えたいと思います。

高木委員長

指定管理者になりますと、そこら辺は図書館からは言いにくくなるかもしれないので、そこはやはり教育委員会が区内のほかの部署と連携をしてということをきちっとしていかないと、行政がうまくいかないのかなと。

多分、後ほど中学生の音楽会の報告があると思うのですが、お弁当を持って行ってホールのロビーで座って食べるのですね。私はちょっと行けなかったのですが、妻は息子の発表を見に行ったのです。山田委員が言われた公園で食べられるとすごくいいのですが、なかなかそういう環境にはないという実態もございます。中央図書館長はコメントしづらいと思うのですが。

ほかに質疑はございますでしょうか。

(発言する者なし)

高木委員長

なければ、質疑を終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第40号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高木委員長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

<日程第3>

高木委員長

続きまして、日程第3、第41号議案「中野区軽井沢少年自然の家指定管理者候補者の決定手続について」を上程いたします。

議案の説明をお願いいたします。

副参事(学校・地域連携担当)

それでは、第41号議案「中野区軽井沢少年自然の家指定管理者候補者の決定手続について」でございます。

提案理由につきましては、中野区軽井沢少年自然の家の指定管理者候補者を決定いたしますとともに、区長に対して指定管理者の指定について区議会への議案の提出手続を依頼する必要があるものでございます。

裏面をごらんいただきたいと思います。

議案の内容といたしましては、記書き以降の内容でございますが、施設名、指定管理者候補者、指定の期間についての議案となっております。

内容につきましては、もう1枚別紙を用意させていただいております。「中野区軽井沢少年自然の家指定管理者候補者の決定について」をごらんいただきたいと思います。こちらにつきましては、平成22年から3年間、既に指定期間が経過してございまして、本年度をもって指定期間が終了するものでございます。これを受けまして、平成25年度以降の当施設の指定管理者候補者を決定したいというものでございます。

指定対象施設につきましては中野区軽井沢少年自然の家、指定期間は平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間でございます。

指定管理者候補者といたしましては、株式会社旺栄、現在の指定管理者でございます。所在地は、お読み取りいただきたいと思います。また、企業理念、会社概要につきましては

も、お読み取りいただければというふうに思っております。

また、選定の経過につきましては、当委員会に6月1日に募集の報告をいたしまして以降、ごらんのように、募集、説明会等を開きまして、部内に設置いたしました指定管理者選定委員会におきまして審査を経て、10月12日、当委員会で第1順位の候補者について選定結果の報告をいたしたところでございます。先ほどの図書館と同様に、12月には区議会への議案提出を行いたいというふうに思っております。本議案につきましてご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

高木委員長

ただいま上程中の議案につきまして質疑がありましたらお願いいたします。

大島委員

先ほどの図書館と同じような質問で恐縮なのですが、この軽井沢少年自然の家につきましても、応募した会社は何社あって、その中から今回の会社を選んだのはどういうポイントがあったのかということをお聞きしたいと思います。

それと、今既に指定管理者になっている会社がまた選ばれたということなのですが、現在、指定管理者でやっているということがこの選定経過に影響を及ぼしたのかという点もあわせてお願いします。

副参事（学校・地域連携担当）

こちらのほう、6社ほど応募がございました。その中から選定されたということでございますが、主にポイントといたしましては、やはり学校利用というのが一番の大きなポイントでございます。これに対する事業サービスの提供、また、今後の校外施設のあり方でお話しさせていただきましたとおり、一般利用者についても今後の利用拡大についての課題ということもございますので、そういった部分についてのサービス向上の具体的な提案がなされたということで、そういうところが大きなポイントであったかなというふうに思っております。

また、現在、指定管理者であるということがメリットだったかというようなご質問でございますけれども、この選定に当たりましては、業者名が完全にわからないような形で提案書をいただいて、それについての審査、またヒアリングを行った結果、この事業者が第1順位となったということでございます。

飛鳥馬委員

この業者にかわってからもう何回か視察に行っていると思うのです。皆さんも行かれていますけれども、見た範囲では、管理も行き届いているのかなと思います。あと、利用するほうから言うと、一番の関心は食事なのですね。食事がまずいと、きれいでも、管理がよくても、「だめだ」と言われることが多いのですけれども。長い間には、「あそこはまずいよ」とか「おいしいよ」とかありましたけれども、ここは比較的好いかなと思っています。校長先生からの反応ぐらいしかわかっていないのですけれども、「まあまあいいですよ」と言われているのですが、食事についてはどんなふうにつかんでいますか。

副参事（学校・地域連携担当）

確かに、何回も学校のほうのご利用をいただきながら、さまざまなご意見をいただいて、常に改善を繰り返しているというのが実情でございます。そういったところで、今、委員がおっしゃられたとおり、そういった面で意見を取り入れて改善をされているということで、学校のほうからは好評をいただいているところでございます。

山田委員

確かに、飛鳥馬委員がおっしゃるように、この会社は非常に前向きな姿勢がありまして、食材のことについて、あと、メニューについても、連泊してもメニューがダブらないようにとか、あと、近隣のいろいろな施設等への案内といいますか、それも結構充実しているかと思うのです。中野区は今、自然の家という施設はここだけになってしまったのですけれども、施設がある程度老朽化しつつあるかと思うのです。子どもたちのための施設ですので、前回、私たちは駐車場の整備をしようというような話をしました。それと、結構うまく使えば、テニスコート1面ぐらいとれるようなものもあるのですね。やり方ですけれども。一方では区民が使うということもありますので、区民の声を反映しながら少しずつ整備はやっていかなければいけないのかなということが一つあります。

あともう一つは、中学生たちが恐らく冬の移動教室で使い始めるということで、冬場の対策などもどのようにされてきたのか。

あと、今、1年中開館しているのか。

その辺を教えてくださいませんか。

副参事（学校・地域連携担当）

まず、開館でございます。年末年始は一応閉めるというような規定になってはございますが、その部分について指定管理者のほうの努力といいますか、そういったところで、年

末年始も実際にご利用できるような形で現在使用させていただいてございます。

また、今ご指摘にありました駐車場の整備につきましては、この春に整備を完了いたしまして、大きなバスが出入りしづらいというところもございましたので、そういったところの改善も図られているというところでございます。

また、冬季の利用がこれから本格的に始まるところでございます。既にさまざまな形で実踏等も繰り返して、現在の仕様で十分耐えられるというふうには思っておりますけれども、やはり室内のヒーターとか、いろいろと更新時期に来ている部分もございますので、そういった部分についてはこれから予算化等を考えていきたいというような段階でございます。

山田委員

確認です。

年末年始だけ一応休館してもいいのですけれども、この業者はおやりになる意向があるということになりますと、休館するときはないですか。

副参事（学校・地域連携担当）

基本的にそのような形になってございます。

山田委員

もう1点ですけれども、指定管理者の指定期間は3年ということで一応定めがあるのかどうか確認しておきたいのです。

副参事（学校・地域連携担当）

3年だけではございません。5年というような形、またそれ以外での年限もあったかのように記憶してございますけれども、こちらの施設につきましては、校外施設のあり方等を検討するというようなことも当時ございました。そういったことを加味いたしまして、3年ということで指定期間を設定してございます。今回もそれを踏襲したものでございます。

山田委員

そうすると、図書館も3年ということですね。ほかの施設の指定管理者の指定期間で5年というのはあるのでしょうか。

副参事（学校・地域連携担当）

5年というような形の指定管理を行っているところもございます。

大島委員

何回かこの軽井沢少年自然の家に行きましたけれども、現在の指定管理者の方の様子も拝見して、いろいろご説明も聞いたりして、大変よくやってくれていて、意欲があるという印象を持っているのです。それと、先ほど話のあった食事についても、もちろん学校向けの食事の充実というのも大事なのですが、一般の利用客の方もこれからどんどん来てもらいたいということで、そのPRなどもしていかなければいけない。それに当たって、この指定管理者はメニューなども非常に工夫されていて、例えば、事前に言っておけば和食か洋食か選べるとか、地元のものを使ったメニューを工夫しているとか、メニューに対してもすごく意欲があるような印象を持っています。そういうところをますますアピールして、工夫していただいて、一般の方の利用もふえるといいなというふうに思っております。

副参事（学校・地域連携担当）

今ご指摘のような工夫もさまざましてございますし、この夏につきましては、夏メニューというか特別なメニューもつくりまして、一般の方の利用の促進をより図ろうということでさまざまな努力をしているところでございます。

山田委員

今の大島委員のご発言の中での一般利用の方たちの利用率というのはどのくらいなのかということと、予約については、ネット上の予約が可能かどうか、そういうシステムがされているかどうか、お尋ねします。

副参事（学校・地域連携担当）

特に一般の方の利用でございますけれども、まだ1年間終わっていないので何とも言えないのですが、現在、平成23年度と比較しますと倍ぐらいのご利用という形で促進がなされているところでございます。インターネットにつきましては、現在、お電話での予約という形になってございまして、環境の整備のほうはまだそこまで整っていないという状況でございます。

山田委員

今、一般の宿泊施設は、パソコン上のネットでの予約といったオーダーがありますので、ぜひそういったものも整備していただいて、区民にいろいろとPRしていただいて、いい施設をたくさん利用していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

高木委員長

ほかに質疑はございますでしょうか。

(発言する者なし)

高木委員長

なければ、質疑を終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第41号議案を原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高木委員長

ご異議ありませんので、原案のとおり決定いたしました。

<報告事項>

高木委員長

それでは、報告事項に移ります。

<委員長、委員、教育長報告事項>

高木委員長

まず、委員長、委員、教育長報告です。

私から、10月19日の第33回定例会以降の主な委員の活動について一括して報告いたします。

10月23日火曜日、中野区立第七中学校合唱コンクール。大島委員が出席されました。

10月24日水曜日、第56回中野区立小学校連合運動会（第3会場）。山田委員が出席されました。

10月26日金曜日、中野区立かみさぎ幼稚園及び認定こども園みずのとう訪問。教育委員全員で出席いたしました。

10月27日土曜日、第50回中野区立小中学校特別支援学級連合運動会。私が出席いたしました。

10月31日水曜日、第56回中野区立小学校連合運動会。教育委員が手分けをして各会場に出席いたしました。

特別支援学級の連合運動会は私だけの出席ですので、簡単に補足をしたいと思います。

小学校5校、中学校3校の特別支援学級の連合運動会を中野区立中野体育館で行いました。二中、四中、七中、あるいは一般のボランティアの方がサポートをしてくれて非常に

よかったと思います。去年は、午後、来賓席ががらがらで、私以外は後ろのほうに2、3人座っていただけなのですが、今回ちょっと呼びかけをしまして、少なかったのですけれども、最前列はほぼ埋まりました。午後に各学校の組み体操ですとか、ダンスとか、いろいろなものがあるので、そこを人が少ない状況で見られて非常によかったなと思っております。ただ、お昼前にジェンカを踊るというのがあって、私もそれに参加すべく運動靴を履いていったのですが、午前中の競技が押しすぎてしましまして中止になってしまいました。てちょっと残念でございました。

あと、見ていた保護者の方から少しお話をいただいたのですが、会場となった中野体育館は、古いのは仕方がないのですが、トイレがちょっと使いにくい。特別支援学級の生徒さんは、多少介助とは言いませんが、なかなか難しいところがあるので、今いろいろな計画の中で建て替えとかあるでしょうが、当面すぐに対応できないのであれば、トイレぐらい何とかならないかなというお声をいただいてしまいました。確かに、ほぼ和式で、洋式は1個しかないのです。そうすると、知的障害があるお子さん等ですとちょっと難しいので、「お話は承ります」と言って帰ってきました。

あと、区立小学校連合運動会は、私は上高田小学校で行われた第5会場(上高田・新井・平和の森)、緑野小学校で行われた第6会場(江古田・江原・緑野)、両方を見てきたのですが、両方とも6年生の元気のいい走りっぷりや綱引きを見られて、さすが最高学年だなと感激いたしました。

私からは以上です。

それでは、大島委員、お願いします。

大島委員

私は、10月23日、ZEROホールで行われました第七中の合唱コンクールに行っていました。午前・午後あるのですけれども、私は都合で午前しか見られませんが、1年生と2年生の部だけを見てまいりました。とてもよかったです。歌声もホールに響いてなかなかよかったのですけれども、歌っている生徒たちの態度がすごくきちんとしていて、みんなちゃんと歌っているのですね。ただ、各クラスが歌う前にそのクラスの司会の子が、うちのクラスはこういうことで頑張ったとか、ちょっと紹介するのですけれども、その中で、「全然まとまっていなくて、みんな歌う気がなくて、本当に困っちゃってました」などというように半ベそをかいて紹介しているクラスなどもあって、どうなってしまうのかなと思ったのですけれども、その言葉がうそのように、歌い出したらみんなすごくまとま

って、「さっきの言葉はどうだったの？」と疑問に思うぐらい、みんな本当に真面目に、ハーモニーもきれいでした。

それで、初めにあった1年生がみんなすばらしいなと思っていましたら、次に2年生になったら、さらにすばらしくて、やはり1年たつと合唱の力も違ってくるのだなと思うぐらい、2年生はさらに歌声が大きく響いて、すごくよかったです。午後が見られなくて本当に残念でした。

中学校で連合の音楽会というのもありまして、そちらも拝見したことがあるのですが、それも、それはそれで自分の学校の代表といいますか、学校を背負ってということで、みんなすばらしい歌声なのです。学校の中だけですと、ふだんの音楽の授業とか、練習の延長ということなので、何となくふだん着に近い様子が見られて、一つの学校だけを見るのもすごく興味深いなというふうに思った次第です。

あとは、10月31日に小学校の連合運動会がありまして、私は第7会場、第8会場を見てまいりました。両方とも4校ずつ参加している会場でした。4校ぐらい集まると、すごく連合しているというか、みんなで一堂に会しているという感じがあっていいなと思いました。鉢巻の色が学校ごとにそれぞれ違っているので、それがとてもカラフルですし、おもしろかったです。

初めに見た第7会場のほうでは開会式のところを見たのですが、準備運動でラジオ体操第1をやっていました。これを見ていると、難しくない動きなのなのですが、全身をくまなくほぐすように、やはりラジオ体操はよく考えられているなというふうに改めて思いました。

次に移りました第8会場のほうでは、途中からでしたけれども、綱引きから、リレーとか見まして、最後の閉会式まで見ました。西中野小学校が綱引きで最下位になってしまっ、リレーでも最下位になってしまっ、しょうがないのですが、ちょっとかわいそうになってしまいました。どちらにしても、みんなすごく元気で、楽しい雰囲気やっ、やはりこういう連合する、みんなが集まってやるというのはいいなというふうに感じました。

以上です。

高木委員長

では、山田委員、お願いいたします。

山田委員

私は10月24日並びに10月31日、中野区立小学校連合運動会を見てまいりました。24日は桃花小と谷戸小の連合運動会で、ここだけは2校になってしまったのです。前までは旧仲町小、旧桃丘小があって4校でやっていたところが2校。実は桃花小は運動会が終わったばかりですので、応援団長がしっかりしていた関係で、応援は圧倒的に桃花が強かったと思うのですけれども、この2校というのは今後どうなのかなということ。もともとの趣旨から少し外れてしまっているのかなというふうに思います。ただ、いろいろ工夫されていまして、大縄跳びなどは混成チームでやっていたので、これからもしかしたら中学校で一緒になる子どもがいるということも配慮されているかな、工夫されてやられているかなというふうに思いました。非常に天気がいい一日、6年生として最後の運動会を行った子どもたちは非常に元気よく楽しんでおりました。

10月31日は、桃二小・白桜小・塔山小の連合運動会。ここも工夫されていまして、綱引きは連合チームでやるのですね。ですから、どこの小学校が勝った負けたではなくて、一緒に綱を持って、そのときに会った子どもたちと一緒に力を合わせるといった工夫もなされていたので、やり方はいろいろあるのかなというふうに思いました。

連合運動会では、主に80メートルのタイムトライアルを子どもたちがやって、その3位、2位、1位を表彰する、また、リレーでの優勝校を表彰するというので、子どもたちは非常に生き生きとやられていたということ。こういった取り組みをしているところは各地区にもあるのではないかなと思います。こういった中野の伝統あるやり方もあるかと思いますが、将来的には学校再編で学校がある程度決まった段階でこれをどうやっていくのか。でき得れば、南北2か所ぐらいの会場に集まってやれば、それはそれで違うのかなというふうに思います。中学校は、一応国立でやっているわけですから、そういったことも今後考えていかなければいけないのかなと。でも、6年生は、学校の名誉と自分の名誉のために頑張るし、もしかしたら、6か月後に迫った中学でまた一緒になるということで、学校の分け隔てなくみんな仲よく話していたり、一生懸命走っていたりする姿はすばらしいなどと思って、非常に感激をいたしました。

少し個人的なことになりますが、私の母校であります千代田区立麴町中学校というのが新しく建て直されまして、この4月に開校いたしました。今4年に1回同期会をやっているのですけれども、ことしは私たち卒業生がみんな還暦を迎えるので2年前倒しで、10月27日は我々の還暦を祝う会を期して中学校に集まりました。

我々のころは、平均10クラスの3学年ですので1,500名近くの生徒がおりました。よくも

あんなにたくさんいたなと思うぐらい。キャッチボールをしても、相手の顔が見えないでキャッチボールしていたというような時代です。今、建て直しになって、現在は1クラスが30名弱の4クラス、1学年120名ですから、全校で300人ちょっとですか。クラス配置も一応5クラス分は配置されていますけれども、メインは4クラスなのですね。6階の体育館棟の上にプールがありまして、プールはバリアフリーになっていて、ずっと水がたまっていて、これは災害時の生活用水になるというふうな工夫がされておりました。その下には体育館が2階・3階吹き抜けである、そんな施設です。4階でしたか、和室がありまして、隣に庭園があって、いいですね。お茶をたてながら緑が見えるような工夫がされておりました。あと、1・2階には、1学年が全部集まっているいろいろな階段教室が配置されていて、そういったところで使えるということです。

千代田区も我々がいたころは、麴町、九段、一橋、練成、今川の5校あったのですね。この5校が毎年1回は連合陸上競技大会を国立でやったという記憶があります。今は、九段は千代田区立九段中等教育学校——中学校と高校が一緒になったので中学校というわけではないと思いますね。たしか、一橋・練成・今川は、神田一橋中学校ということで、学校再編で5校あったのが2校になっています。ただ、一時期、夜間人口が減った区ではありますけれども、最近かなり戻っているのだそうです。かなり戻っているのだけれども、その方たちが全てお子さんを区立の中学校へ通わせるかということ、それはちょっと疑問だという話でございます。新しい施設は6階建てですので、かなり近代的な建物でありました。

また、施設などの詳しいことは、参考になればと思って資料をいただけてきましたので、後で差し上げたいと思います。

私からは以上です。

高木委員長

それでは、飛鳥馬委員、お願いいたします。

飛鳥馬委員

私も、26日にかみさぎ幼稚園と認定こども園みずのとうに皆さんと一緒に行ってきました。かみさぎ幼稚園は自然いっぱいということで、子どもたちが本当に伸び伸びと自由に遊んだり、部屋では作業をしたりということを見てきました。

あと、介助員がついている子が4人いましたが、私を見た感じでは、小さい幼稚園ですのでそれほど重症という感じは受けなかったのですが、ただ、いろいろな特性があります

ので、集団行動はやはり苦手です。幼稚園ですから、ほかの子も含めて、みんな勝手に遊んでいるので、てんてんばらばらという感じはするのですけれども、大きくなってその差がだんだん広がるとちょっと大変なのかなというような気がしました。園長先生の話によると、また入園する子どもたちにもそういう子が結構いそうだとお聞きしましたので、ふえているのかなと思います。

あと、幼稚園と余り関係ありませんけれども、ハロウィンをあつちの街中でやっていると聞きましてびっくりしました。場合によっては車をとめなければいけないほど子どもたちが集まってきて回っているというのですね。最近のテレビだとハロウィンのことをやっていますけれども、韓国でも子どもたちが集まってきて、黄色いカボチャで。テレビでやっていたけれども、日本でもそういう傾向があるので「何でかな」とちょっと気になっているところなんです。

認定こども園みずのとうのほうは、久しぶりに0歳児のお昼寝を見ました。あそこは園舎を拡張したりして非常にきれいに立派になったなというふうに思いました。園長先生の話によると、お子さんもそうだけれども、最近、親御さんも一人一人対応しないとなかなかコミュニケーションがとれないというのがあって、「親育ても一緒にやらないといけません」という話をしていたり。あるいは、1週間に1回ぐらいでしょうか、お迎えに来たときに門のところで担任の先生が1週間のことを説明して、親御さんとコミュニケーションをとっているとか、そんな話も聞きました。

それから、連合運動会ですが、私は第1と第2会場、神明小と桃園小に行ってきました。例年と同じようだと思いますが、先ほど皆さんが言われたように、よく練習して綱引き等にも参加していたと思うのです。ただし、山田委員からも言われたように、人数の少ない学校もあつたりするので、いろいろ工夫しなければならない。私が見たところでは、例えば、綱引きは学校混成ではなくてクラス対抗なのですね。1クラスの学校に合わせて、2クラスあるところはAとBというふうなことで、学校ごとではあるのですけれども、綱引きはクラス対抗みたいなことで、人数の少ないところに合わせたりとか。徒競走もやはり少ないところに合わせている。全員出させようとする、少ないところは足りなくなって、3校あるけれども、2校の子が2人ずつ出て走っていたりとか、いろいろありまして、ご苦労はあるのだなというふうに思いました。そういうことで、連合の行事の場合にも、人数が減っているとか、クラス数がそろわないとか、苦労はあるのだなと。今後どうするかがまた課題ではあるかなと思います。

以上です。

高木委員長

教育長、お願いいたします。

教育長

特にございませぬ。

高木委員長

各委員からの報告につきまして、補足、質問等、ご発言がありましたらお願いいたします。

飛鳥馬委員から報告がありました中野区立かみさぎ幼稚園のお話ですが、私のメモですと、3歳児クラス16人で、特別な支援が必要なお子さんが3人いて、介助員さんがついてると。来年度は、定員も倍になるのですが、さらにそういったお子さんも入ってくるので、園としては受け入れることはやぶさかではないのですけれども、余りパーセンテージが上がってくると、園全体としての教育活動が難しくなるので、非常に悩ましいところ。我々もその後話をしましたが、私立の幼稚園ですと、介助員をつけた場合に補助は出るのですけれども、全額は出ないのですね。そうしますと、持ち出しになってしまうので、私立の園ではなかなか厳しいので、何かそういうのができないのかなというような話がありました。

私の短大でも、聴覚に障害がある学生が合格したので来年入学します。当初、補助金が80万円出るという話を聞きまして、それでノートテイクですとか手話通訳をつけて、足りない分は学生ボランティアを要請しようと思っていたのですね。その補助金を出す私学事業団によくよく聞きましたら、「まず2分の1になります」と。「えっ？」と。さらにそこからいろいろな掛け率が上がって、実際にもらえるのが20万円ぐらいと言われてしまったのです。残り60万円は、自腹は無理でも、20万ぐらいは学校財源でとは思っているのですが、幼稚園ですと、小規模な園があるのでなかなか難しい。そこら辺を区として何とか工夫をして、いろいろな幼稚園でいろいろな子が学べるような環境づくりはしていきたいなと委員の皆さんで話し合ったところでございます。

山田委員

今の委員長のお話のとおりでして、就学前の特別支援に関係するお子様たちをこれからのように中野区の中で育てていくかというのは大変なテーマだと思うのですね。区立園であるかみさぎ幼稚園ですとかひがしなかの幼稚園は特別支援に関係するお子様が比較的

多く入ってきている状態があるわけですがけれども、幼稚園といえども、クラス経営ということになるとなかなか厳しい局面があるのかなと。委員長おっしゃるとおり、圧倒的に私立の幼稚園が多いわけですから、そこに対して何らかの手だてを教育委員会として何か考えて、中野区の子どもということで分け隔てなく教育の機会を得られるようにしなければいけないのかなというふうに感じました。

あと、認定こども園みずのとうですけれども、発足して3年です。理事長といいますか、園長の手腕が非常に高いといいますか、保護者目線といいますか、ニーズに合ったことをどんどん打ち出していける。これはやはり民間のノウハウなのかなと思うので、ああいう方の意見を十分取り入れるといろいろなことが見えてくるのかなと。社会のニーズに合ったことを先手、先手でやっていらっしゃいますね。ああいうことがこれから大切になるのではないかと。それが広い意味での子育て支援にかかわってくる。私もこれからああいった方のご意見をぜひ拝聴して学んでいきたいと思いました。

高木委員長

ほかにご発言がないようでしたら、事務局報告に移ります。

<事務局報告事項>

高木委員長

まず、「平成24年第3回区議会定例会で採択された請願について」の報告をお願いします。

副参事（子ども教育経営担当）

お手元に配付の資料のとおり、採択した請願の送付について、本年10月22日付で区議会議長から教育長宛てに文書の送付がございましたので、報告いたします。

文書の内容は、本年第3回中野区議会定例会において第2号請願「区立学校における『常時国旗掲揚』を求める請願」を採択としたので、送付するというものでございます。

裏面に「請願文書表」がございましたので、後ほどお読み取りをいただきたいと思います。

なお、この件に関しまして、区内在住の方から、各教育委員、教育長宛てに要望書が提出されましたので、本年10月29日付で受理し、情報提供をさせていただいたことを申し添えます。また、この件については、後日十分時間をとって協議する必要があると思いますので、本日は報告のみとさせていただきます。

以上でございます。

高木委員長

質問がありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

高木委員長

私から。

これは教育委員会に対する請願ではなくて議会に対する請願で、議会のほうで採択したということですが、タイムスケジュール的に言いますと、非常に大きな問題なのですぐには結果は出せないと思うのですが、やはり期限といいますか、そこは確認をしておきたいのです。教育委員会としての大体の目安としてはいつぐらいまでに結論を出さなくてはならないでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

この採択された請願の処理状況につきましては、年1回、請願・陳情の処理状況ということで、2月頃から始まる区議会第1回定例会のほうに報告をいたします。また、この請願の処理について結論が出た場合には、その時点で直近の区議会定例会のほうに報告をするということですので、タイムスケジュールとしては、第1回区議会定例会前までに一定の結論を得られればというふうに考えてございます。

高木委員長

おそくともそこまでということでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

そこまでに一定の結論がいただければということでございます。

高木委員長

こちらは最初、子ども文教委員会で審議をして、その後、議会の本会議で採択したと思うのですが、返すのは子ども文教委員会ではなくて、議長から来ているので、本会議というか、議長に返すという理解でよろしいのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

これは区議会議長から来ておりますので、区議会のほうに報告するわけでございますが、常任委員会のほうでも処理状況については個別に報告をするということでございます。

高木委員長

それでは、本日は採択されたという報告を受けたということで、後日の教育委員会で時間をとって協議したいと思います。

次に、「平成24年度いじめの対応状況について」の報告をお願いいたします。

指導室長

資料に従いまして、「平成24年度いじめの対応状況について」、ご報告をさせていただきます。

いじめの対応については、7月に東京都教育委員会のほうから、大津の事件を受けたということで、緊急に児童・生徒全員にアンケートを実施しなさいということがありまして、この内容につきましては、これまでの教育委員会で報告をさせていただいております。その後、追跡調査といたしますか、9月の段階で7月に出ていた数字がどう変化しているかということをお調べしたものでございます。(1)は、いじめと認知した件数、(2)のほうは、いじめの疑いがあると思われるということで、一番左側に7月20日の段階での数値を記載してございます。いじめと認知した件数、小学校12件、中学校25件。これが9月の段階では、そのうち解決したのが小学校では8件、中学校では14件ということで、一部解決したがまだ継続して指導しているというものが小学校4件、中学校11件という形になります。

(2)のほうは、疑いのあるものということで、小学校43件、中学校29件が報告されておりますが、細かい点を子ども本人ですとか周りの子ども、保護者などにも聞き取りをして確認した結果、いじめに当たるだろうというものが小学校36件、中学校17件で、現在一部解決の部分が小学校15件、中学校3件という形になっております。以前にも報告いたしましたが、7月に見つかった段階で、学校は夏休みなども活用しながら、保護者、子どもたちの聞き取りや指導を重ねて行っているものであります。すぐに解決するものもあれば、人間関係が複雑にこじれていてまだ時間がかかるものがあるというのが実情かなというふうに思っていますが、学校のほうとしては、疑いのあるものも含めて丁寧に対応しているというふうに私どもは捉えております。

2のほうですが、教育委員会の取り組みということでご報告をさせていただきたいと思っております。

まず(1)ですが、「いじめ防止に向けて」ということで対応の冊子を10月11日にデータで学校のほうにお送りをしているのですが、活用してくださいということで全教員のほうに配付してございます。今回お配りしているのはホームページ版ということで、きょうにはアップする形になります。教員と全く同じものではないのですけれども、こういう考え方でいじめに対応していくということをぜひ区民の皆様にも知っていただきたいということで、大体8割ぐらいのものでしょうか、お配りしたいというふうに思っています。

ちょっとお聞きいただきたいのですが、まず最初に、2ページのところに、いじめの定

義はこういうふうに捉えると。それから、いじめの発見のポイント。こういうところの子どもを状況を細かく見ていくと、もしかしたらいじめがあるのかなということが発見できるというものを記載してございます。

めくっていただきまして、学校としてはどういう形で取り組むのかということで、まず、いじめを許さない雰囲気をつくるということが大切だということです。

5 ページ目以降は、道徳の授業で、差別やいじめが起こらないための指導方法について記載をしております。

以下、8 ページには、こういう本を読ませると心を育むことができるとか。

それから、ずっとめくっていただいて、13 ページ。最近、ネット、携帯電話、コンピュータを使った書き込みだとか嫌がらせ、その他いろいろ起きていますので、最近の動向としてはこういうところに注意する必要があるということで、学校のほうにお配りをして、積極的な活用をお願いしているところであります。

それから、(2)については、以前報告をいたしましたので省略をさせていただきます。

(3)についても、「いじめ対応窓口」というのを学校がきちんと設けてくださいということで、教育委員会のほうもお願いしまして、各学校は「学校だより」その他で保護者の方には周知をしているところでございます。

(4)につきましては、毎年中野区で行っている「いじめの実態把握のためのアンケート」というものを現在実施中ということで報告させていただきます。

先日の校長会でも私のほうから校長先生方をお願いしたのは、「アンケートはあくまでも補完的なもので、これがいじめを発見する唯一の手段という捉え方をしないで、ぜひ先生たちは細かく子どもたちに目配りをしてほしい」というお話をしました。私が以前受けた教えなのですが、「三業ということを大切に下さい」という指導を受けました。休み時間、掃除の時間、給食の時間。そのときは子どもとの距離がかなり近くなる時間帯なので、そういうところで子どもたちのいろいろな心の動きを発見できるということを各学校でも指導していただくようお願いしております。

高木委員長

質問がありましたらお願いいたします。

大島委員

携帯みたいなものも含めてですけれども、インターネットなどによるいじめに関してです。こういうことについては、例えば、どなたかがネットをパトロールするとか。あるい

は、裏サイトなどというのものもあるとかいう話も聞いたことがあるのですが、そういう裏サイトを調査したり、そういうような活動というのはやっているのでしょうか。

指導室長

特定の学校の名前を出していろいろなことを書き込むということは実際にはあります。東京都教育委員会のほうが専門の担当部署を設けて、毎日のようにチェックをして、レベルもあるのですが、その担当の区教育委員会が知っておく必要があるだろうと思うものについては定期的に情報提供いただいています。幸いなことに、中野区の学校の重い書き込みというのは、今年度については報告をいただいております。

高木委員長

今、大島委員から発言があった点は、今、そういうサイバー的な技術でカバーできる部分もあるのですが、例えばソーシャル・ネットワーキング・サービス、いわゆるSNS、ミクシィとかは、半分クローズドだったりするのですね。そうすると、学校名を言わなくて特定のお友達を何気なく言った一言で炎上してしまうとか、実はそれは大学生や短大生でもあるのです。ですから、そこはアンケートのようなスクリーニングで摘発していくというのは実は難しい。やはり個々の児童・生徒、児童でも今、携帯とかスマホとか持っていますので、そこでいわゆるネチケット(ネットワーク上のエチケット)とかも教えつつ、基本的にいじめをしない教育をやっていかないとなかなか難しい。やはり手段ですので、隠れてしまうと難しい。

山田委員

今の委員長のご発言は重いことで、いわゆるインターネット上のエチケットというのはどこでだれが教えるのか。セーフティネットサービスでしたか、そういう授業を展開している小学校もあると思うのですが、実際に教科書レベルではそういった記載は余りありません。中学校の教科書には少しありますね。実は低年齢化してしまっていて、今、小学校の高学年になるとほとんど携帯もしくはスマホを持っている時代ですよ。電話ですと、言った言わないであれですが、一たん書き込んでしまうと、それはずっと残ってしまう。そのエチケットといいますか、基本的なルールといいますか、我々もそうですが、その辺が希薄なのです。例えば手紙の書き方というのは習いますが、インターネット上のメールの書き方はどうか。そういったところが非常に薄いと思うのです。機械の性能ばかりがどんどんよくなってしまいますので、気がついたらあっという間に、もしかしたら全世界に広まってしまったりとか、そんなことまであるので、これは大変なこと

だなというふうに思います。それが1点。

あとは、指導室長にお尋ねしたいのですけれども、いじめの問題で、先ほど「休みの時間、掃除の時間、給食の時間」というご発言がありました。それは確かにそうなのですが、中学校で給食の時間などを見ていますと、実は非常に忙しいですよ。休みの時間といっても、子どもたちの多くは外に出て遊んでいますし、特に中学になりますと教科担任制になりますので、学級経営上の問題もかなり大きなことかなと。小学校では担任制ですから、子どもたちは担任のところに戻ってきますけれども、教科担任制になると、クラスがあつてないような状態になりますし、少人数になってくるとますますばらばらになってくる。その辺の経営手腕的なところはどのように教育されていくか。大きな問題かもしれませんが、よろしく願いいたします。

指導室長

最初に、インターネットに関連するいじめのことですけれども、情報モラル教育というのを各学校では年間指導計画で位置づけています。インターネットやコンピュータの光と陰で、積極的にこういう形で使うというのが光の部分で、教科で活用してもらうのですけれども、今おっしゃったような陰の部分が最近クローズアップされていますので、必ずその陰の部分についての指導をしてくださいということで、何時間ぐらいとるかというのは各学校に任せていますが、必ずそういうことを少なくとも高学年では行う形になっています。

それから、中学校においての子どもたちとのつながりです。確かに学級担任制をしいていないのですが、学年制はしいています。教育というのは小学校においても中学校においても根本は一つかなと思います。それは子どもとの心の触れ合いが基軸になりますので、形態としては、中学校になったら一緒に遊ぶことはなくなってくるかもしれませんが、休み時間に職員室でお茶を飲むという表現はよくないですけれども、休むのではなくて、子どもたちの様子を見るという意識を各教員が持つことが必要ですし、そういう教員に対して子どもたちの信頼が上がっていくのではないかとというふうに考えます。発達段階の違いで形は異なるかもしれませんが、子どもとつながるといところはベースに置いて教育活動に当たってほしいなというふうに考えます。

山田委員

そういった意味では、教員が忙し過ぎるのだと思うのです。もちろん、学力向上で、授業力のアップがかなり大きな目的ではあると思うのですけれども、生活指導あり、いじめ

の対応ありということになると、1人の先生にかかる荷重が大きい。先生方が子どもたちに向ける時間がきちんと確保できていれば、こういったいじめについてのアンテナもきちんと張れるのかなと思うので、一番の根底的な問題はそこなのかなというふうに思っているところです。すぐに教員の数がふえるわけではございませんけれども、一つ、文部科学省が打ち出している35人学級を実行できればかなり違うのではないかなと思っています。

飛鳥馬委員

このアンケートは、いじめの疑いがあるということまで調べたことが非常にいいなと私は思っているのです。いじめと認知した場合には、当然、対応しなければいけないし、支援もしなければいけないわけですが、いじめかどうかというのが子どもの世界ではかなりあると思うのです。近所の子どもを見ていても、2人いればどっちかが積極的でどっちが受け身になったりして、高校生になると、じゃんけんしてかばんを持たせているとか、よく見かける光景ですよ。それはいじめと言えるかどうか非常に難しいところがありますけれども、やはりそういう人間関係をつかんでいく。そして、それに対して先回りして指導していくみたいなことをしないと、まだいじめではないから、いじめではないからではなく、すれすれのボーダーラインのところでは何とかしてあげないととめられないのかなと思うのです。だから、このいじめの疑いがある子、あるいはなくても、その段階の指導とか、先生方の実践というのが非常に大事なのだと思うのです。

山田委員が言われたように、先生方は忙しいし、大変だし、なかなか目が回らないし、親御さんから苦情が来たり、いろいろあるのですが、先生方に「死にもの狂いでやれ」と言うつもりはないのだけれども、いじめで困っている子どもや親御さんは今現在なのですね。後で暇になったらという問題ではないということなのですね。それから、先生方は本当に忙しくて大変だということは、私も経験があるので十分わかっているのです。けれども、その学校にいる先生がやるしかないのですね。だれも来てくれないのです。スーパーマンがいるわけではないのです。自分たちでやるしかない。教育委員会の援助も必要です。いろいろな協力が必要です。でも、何とかしようという死にもの狂いでやっついていかないと好転はしないというのが私の経験です。どんなことでも同じかもしれないけれども、だれかが来てやってくれるとか、そういうことではないのだろうと思うのです。やはり自分がこの仕事をしている限り、頑張ろうという意識も非常に大事なので、先生方にどれだけやってもらえるかという励ましとか援助というのが我々教育委員会としては非常に大事なのだ。

そういう意味では、このパンフレット、リーフレットだけで指導ができるとは思わないけれども、一通りやられていて非常によくできていると思うのです。だから、これを活用していただいたり、一つ一つのいじめの事例とか、クラスによっても同じ資料が同じように使えないのがたくさんあるのですね。「この資料はうちのいじめと全く同じだ」と。いいと思うかだめか。「あっ、自分のことを言っている」と言われるか。その辺が非常に難しいところがあるのですね。ちょっと視点を変えたもののほうがよかったり、そのものずばりがよかったり。つまり、何かというと、12ページだったか、いろいろな方法が書いてありますけれども、先生方が選択できる。これ使ってみようかな、これなら使えそうかな、それも大事だと思うのですね。「全部統一してこれでやれ」というのではなくて、幾つか示してあげて、使えるものを活用する。ほかとの交流するとか。

ちょっと歯がゆい発言をしましたがけれども、以上です。

指導室長

先生たちは本当に忙しい中よく頑張っているというのは、私たちもきちんと認識しています。今、飛鳥馬委員がおっしゃった、自分たちで解決するという意気込みも各学校の先生たちは持っているだろうというふうに思っています。

これはいじめの事例ではないのですが、子どもが帰宅してから家庭のいろいろなトラブルがあって飛び出してしまうという事例が2件ほどありました。私のところに校長から報告の電話があったのは夜8時ぐらい。管理職の先生などはその時間に自宅から駆けつけて、近くに住んでいる担任の先生も来て、街中を探してくれているのです。最終的には警察の協力も得て2件とも10時過ぎぐらいには発見をされたのですが、そのぐらいの意気込みで自分のクラスの担任というのは自分のクラスの子どものことを考えているということをやっているということを、ぜひこの場を借りてご報告をさせていただきたいというふうに思っています。

それから、飛鳥馬委員のほうから事例研究のお話がありました。この後、教員向けには細かい事例が載っているのですね。こういうときにはこういう対応をしてこういう結論を得たとか、成功例、また課題が残る例もありますが、教員の研修の中では、そういう事例を通して、そこから学ぶことを応用して子どもの指導に当たっていく形で進めていきたいというふうに考えております。

飛鳥馬委員

さっきのに補足させていただきます。

今回の品川のいじめがわかったときもそうですけれども、新聞に出たときに、「中野はどうなっているのですか」と聞かれた。それはすぐ富士見中のことが出てくるというのがありますね。私がPTAの方にも校長先生方にも機会あるごとに申し上げていることは、そういうふうに出してしまうので、中野の校長先生だけではなくて、先生方、また親御さんも含めて非常に努力されていると思うのです。もうそういうことがあったらいけないということで一生懸命やったださっている。そのことに対して私は十分感謝しているのですね。だから、いじめがなくても、何かどこかで起こると、中野では起こしてはいけないというプレッシャーみたいなものがあるのではないかと。そういうプレッシャーの中でやったださっている。そこは、現場の先生方にも私たちが「ご苦労様」という気持ちを示すことが必要なというふうに思っています。

高木委員長

10月にも区独自のアンケートをやったところで、私も妻とその話をして、あと、長男が行っている第七中学校では、校長先生の名前でアンケートの簡単な結果が出されました。こんなことがありましたと。傷つく言葉とか、友達を思わずたたいてしまったことがありますというのが正直に書いてあるのです。そういうことがあると、こういうことがあったら学校に相談していいんだと保護者は思いますので。

うちの子どものごときでも、正直に言うと、担任の先生に相談に行ったことがあるのですね。子どもは自分が何かをされたというのはなかなか言わないのです。よくいじめの事件があると、「親は何で知らなかったんだ」と言うのですけれども、子どもは隠そうとします。もちろん、一番は学校の先生がクラスコンダクトを振って指導していくのですけれども、こういう定点調査は補完する意味でも絶対必要です。それをやることによって子どもたちや保護者が学校に言いやすくなってくる。現在の中野の対応が100点だとは私も思っていない。すごく頑張っていると思うのですけれども、これは限りがないですから。一番いいのは、「児童・生徒がいじめと感じたらいじめである」、ここを学校と保護者が共有して、厳密に言うといじめではないかもしれないです。でも、いじめ様のものがあつたら、なるべくそこで潰していこうと先生方が頑張っている。これも限りがないですけれども、やはり続けていかなければいけないですね。

では、そのほかに報告事項はありますでしょうか。

副参事（学校再編担当）

学校再編計画（第2次）の素案に関する意見交換会の実施についてご報告いたします。

10月29日から意見交換会を実施しております。既に3校で実施をいたしました。意見交換会で出された意見、要望等につきましてはただいま整理をしております。ある程度まとまった段階で教育委員会のほうに報告をしたいというふうに考えております。

以上、実施状況についての報告です。

高木委員長

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

高木委員長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第35回定例会を閉じます。

午前11時36分閉会